平成２９年（フ）第２９４号
愛媛県松山市常光寺町甲395番地２
債務者　橋本　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４４号
福岡県小郡市美鈴が丘４丁目７番地９　セジュール美鈴が丘Ⅱ203号、前住所福岡県小郡市大板井833番地２
債務者　志賀　裕也
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９２号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地４－３－３
債務者　原田　一正
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第９３号
福岡県田川郡川崎町大字田原218番地の１　東田原団地７－３－２号
債務者　滝本　正雪
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５０８号
熊本県上益城郡山都町上寺1800番地４
債務者　藤山　　稔
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１６号
熊本市東区月出８丁目１－84　龍美荘13号室、住民票上の住所熊本県宇土市花園台町433番地134
債務者　紫垣　　力
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２１号
熊本市中央区水前寺４丁目19番20－201号　グランピア水前寺Ⅱ
債務者　赤星有希子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
鹿児島県出水郡長島町平尾2895番地
債務者　柏木　國彦
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2457番地１　ドミール宮内103号室
債務者　下川　敏秋
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
鹿児島県薩摩川内市城上町627番地
債務者　和田　幸夫
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
岩手県花巻市鍛治町４番18号
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１５１号
富山市上本町６番７号
債務者　松本　　孝
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５号
福井県坂井市丸岡町北横地第19号１番地34、旧住所京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町10番地６　Ｖｉｌｌａ　Ｖｉｓｔａ　Ｄａｉｇｏ　北棟402号室
債務者　松本　　祐
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
福井県丹生郡越前町梅浦第55号15番地、旧住所福井県丹生郡越前町厨第72号140番地
債務者　角谷　秀美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
兵庫県宝塚市中筋１丁目５番２号　ベルコーポ103
債務者　深瀬　央子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３１１号
兵庫県宝塚市光明町29番９号　コスモハイツ302
債務者　村上　友美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係